

・控除額一覧

控除の種類	控除の対象者	控除額 (一人につき)	
所得控除	申込者又は同居親族のうち所得税法上の給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する方	10万円	
同居親族	申込者を除く同居親族	38万円	
別居扶養親族	所得税法上の遠隔地扶養の対象者	38万円	
特別控除	①老人扶養親族	所得税法上の扶養親族又は控除対象配偶者で70歳以上	10万円
	②特定扶養親族	所得税法上の扶養親族(配偶者は含みません)で16歳以上23歳未満	25万円
	③障害者	申込者及び扶養親族のうち、下記のいずれかを持っている方 <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所等から中度・軽度の知的障害と判断された方 ・身体障害者手帳(3級～6級) ・精神障害者福祉手帳(2級～3級) ・愛の手帳(3度～4度) ・戦傷病者手帳(第4項症以下) 	27万円 ※④特別障害者控除と重複不可。
	④特別障害者	申込者及び扶養親族のうち、下記のいずれかを持っている方 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳(1級～2級) ・精神障害者福祉手帳(1級) ・愛の手帳(1級～2級) ・戦傷病者手帳(特別項症～第3項症) ・原子爆弾被爆者で、厚生労働大臣の認定書の交付を受けている方 ・常に就床を要し、複雑な介護を要する方 ・児童相談所等から中度・軽度の知的障害と判断された方 	40万円 ※③障害者控除と重複不可。
	⑤ひとり親	所得者で、次の全ての要件を満たす方 ① 現に婚約をしていない又は配偶者の生死の明らかでない方 ② 生計を一緒にする子のいる方 ③ 合計所得金額が500万円以下の方 ④ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められない方	35万円
	⑥寡婦	所得者(ひとり親に該当する方を除く)で要件を満たす人 (1) 夫と離婚した後婚姻をしていない方のうち ① 扶養親族のいる方 ② 合計所得金額が500万円以下の方 ③ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められない方 (2) 夫と死別した後婚姻をしていない方又は夫の生死の明らかでない方のうち ① 合計所得金額が500万円以下の方 ② 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められない方	27万円

認定収入月額の算定方法について

(1) 入居者及び同居者全員分の前年の年間総所得額を調べる。

※前年とは…令和5年1月1日から令和5年12月31日までの期間です。

- 勤務先で発行される【源泉徴収票】の場合は「給与所得控除後の金額」。
- 現住所地の市区町村（税務担当部署）にて発行される【所得証明書】の場合は「合計所得金額」。

※世帯全員分の所得の合計額が年間総所得額となります。

年間総所得額から別紙の公営住宅法上の控除を行った額が、申込者の「認定年間所得」となりますので、(1)で調べた年間総所得額から別紙の表のうち該当する控除額を引いてください。

(2) 上の(1)で求めた額を12で割る（認定年間所得÷12ヵ月＝認定収入月額）。

(1)で計算した年額を12で割った額が申込者の「認定収入月額」となります。